



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4229 号 2018.2.24 発行

人生の最終段階の治療「ふくろうプロジェクト」 ケアマネが意思決定支援

産経新聞 2018年2月22日

「もしバナゲーム」を通して、自身の意向を確認するケアマネジャーら=千葉県松戸市

多くの人が「いつかは考えなければ」と思いながら、向き合えずにいる「最期のとき」のこと。延命治療を受けるかどうか、本人の意思決定を介護保険のケアマネジャーが支援し、それを救急や医療機関と共有する試みが、千葉県松戸市で始まっている。揺れる心に伴走し、意向を実現できるか、注目される。(佐藤好美)



延命治療どうする

事業は、松戸市医師会、同市高齢者支援課、同市消防局、ケアマネジャー（介護支援専門員）の専門職団体など計9団体で行う「ふくろうプロジェクト」。要介護高齢者の人生の最終段階での延命治療や療養場所の希望を、ケアマネジャーが本人から聞き取って、主治医と連絡を取るなどして文書（ふくろうシート）を作成。さらに、その情報を救急医療や搬送先医療機関などと共有する。文部科学省の研究事業で、30年度までのモデル的な位置づけだ。

松戸市はもともと、在宅医療に熱心な地域。事業を始めた背景には、高齢者の日頃の状態や治療の意向が不明なため、救急現場でどの医療機関に運んで、どんな治療を開始すべきか分からず、搬送に時間がかかっていたことがある。中には、本人の意向が分からないまま延命治療が開始され、穏やかな看取りとはかけ離れた最期に、家族が苦い思いをする事例もあった。

ふくろうシートに記載するのは、住所や氏名のほか、持病や心身の状況▽家族や主治医の連絡先▽延命治療の意向—など。最大の課題は延命治療の意向確認だ。高齢者がイメージできるよう、4つの選択肢が療養場所とともに示されている。

選択肢の1つ目は、心臓マッサージや電気ショックなどを含む延命治療を希望するケース。搬送先には高度な治療を行う大病院が並ぶ。

2つ目は「苦痛を減らす治療や負担のない治療を病院で受けたい」場合で、搬送先には在宅患者の受け入れなどをする病院が並ぶ。3つ目は「苦痛を減らす治療をしながら、住み慣れた自宅や施設で過ごしたい」。4つ目は「決められない」。

「生活」に即して

ふくろうプロジェクトの責任者で慶応大学医学部（公衆衛生学）講師、山岸暁美さんは「最期のときに人工呼吸器や経管栄養をつけるかどうかと問われても、一般の人は選ぶことが難しい。ケアマネジャーが生活の延長で『ご飯が食べられなくなったらどうする？』とか『歩けなくなったらどうする？』と切り出すことで、意思決定の扉を開けてほしい」と期待を寄せる。

実際、人生の最終段階の意向を文書にしている人はごくわずか。厚生労働省の5年前の

調査では、一般国民の7割が「意思表示の書面をあらかじめ作成しておく」ことに賛成だが、作っている人はうち3%にとどまる。

山岸さんは「目標は、ふくろうシートを埋めることではない。人の気持ちは揺れるものだから、ケアマネジャーさんが利用者さんと気持ちを共有し、一緒に考えることが重要だと思う」という。これまでに約1千人がシートを作成した。市内の要支援・要介護高齢者の約5%にあたる。

「新しい役割」評価も

高齢者らの反応は様々だ。「そういう話をしなければ、と思っていた。ちょうど良かった」ということもあれば、「そんなこと、決められるわけないでしょう」と一蹴され、ケアマネジャーが「急がなくていいから、娘さんと話してみてね」と、持ちかけても、やっぱり話が進まないこともある。

ケアマネジャーにも迷いはある。「医療者でないのに、意思決定を支援する自信がない」という声の一方で、「人生は医療だけで成り立っているわけではない。生活の中での意思決定支援は大事だと思う」と、新しい役割を積極的に評価する声もある。

松戸市介護支援専門員協議会の原田信子会長は、「日本では、死を考えることは『縁起でもない話』だったが、『おひとりさま』が増える今後に向け、考えてもらうきっかけを、ケアマネジャーが作れるといい」と話している。

■もしバナでトレーニング

千葉県松戸市の市民会館で今月中旬、ケアマネジャーの「意思決定支援研修会」が開かれた。講師は、亀田総合病院の疼痛（とうつう）・緩和ケア科の蔵本浩一医長。

この日は約100人のケアマネジャーが、4人ずつのグループに分かれ、人生の最期にどうしたいかを話し合うためのカードゲーム「もしバナゲーム」に臨んだ。カードは、もしものときに備えた話し合いを、楽しくしてもらおうと、蔵本医長らが作った。

35枚のカードには、「痛みがない」「家族と一緒に過ごす」「ユーモアをもち続ける」など、異なる内容が記されている。余命半年の想定で自身が大切に思う内容のカードを集めるのがルールだ。

「う～ん。カードを見ると、私って自分中心かも」

「結婚してから、ずいぶん自分が変わったと思う。人の気持ちって変わるよね」

ケアマネジャーらは、手持ちのカードから自身の気持ちを再確認。選んだ理由を説明し、価値観や選択がそれぞれであることも確認した。

ゲームの後、蔵本医長は「誰がどのように（意思決定に）かかわるかによって、相手の選択が変わってしまうことがあるかもしれない。自分の価値観が何かを知り、それとは異なる、多様な価値観の存在に気づくことが（意思決定支援の）第一歩」と語りかけた。

参加した松戸市内のケアマネジャー（62）は、「人の気持ちはその時々で変わると思うし、いろいろな人の価値観があることが分かった。今日の研修はとても良かった」と振り返った。

議員が“私物化”？ 福祉施設で何が

長崎県議会の議員が理事長を務める社会福祉法人が、運営する施設で働く職員から毎月の給料日などに職場で寄付を集めて議員に献金をしていたことが、NHKの取材で明らかになりました。複数の職員や元職員が「職を失うのが怖くて断れなかった」などと証言する寄付集めは、20年以上前から続けられていて、職員から集めた寄付はおよそ2億円にのぼると見られます。取材を進める中で見えてきたのは社会

NHKニュース 2018年2月22日



福祉法人が議員に“私物化”され、政治活動に利用される実態でした。(長崎放送局記者 馬場直子 安井俊樹)

同じ肩書の個人献金

今回の取材の端緒は去年8月にさかのぼります。

長崎県の「政治とカネ」の実態を調べようと、県内の政治団体が毎年選挙管理委員会に提出している収支報告書のチェックを始めました。日々の取材の合間を見つけては、インターネット上で公開されている収支報告書を読み込んで、おかしな支出入がないか確認を進めました。

個人からの寄附		備考
職業 (団体にあつては、代表者の氏名)		
施設職員		
〃		
〃		
〃		

そして9月7日の深夜、議員の後援会などを中心に調べていた記者のページをめくる手が止まりました。ある団体の収支報告書に違和感を覚えたからです。

「なぜ、個人献金をした人がほぼ全員同じ肩書なのだろうか」

収支報告書には、献金をした人の名前や住所、そして献金額に加えて肩書も書かれています。

一般的には「会社役員」や「自営業」の肩書が多いなか、この団体に個人献金をしたほぼ全員のおよそ100人がみな「施設職員」だったのです。

集まった金額は平成27年の1年分だけでもおよそ950万円。地方議員でこれだけ多額の寄付を集める人はほとんどいません。

団体の代表の名前を確認すると、長崎県議会の宮内雪夫議員(84)の名前がありました。宮内議員は当選12回を数える大ベテランで、県議会議長を2度経験し、自民党長崎県連の副会長も務めています。

長崎県佐世保市に本部を置く社会福祉法人「長崎博愛会」の理事長でもあり、特別養護老人ホームなど3つの施設を運営しています。



もしかして、と思い、寄付した複数の人の名前を調べると、やはり宮内議員が理事長を務める社会福祉法人が運営する施設の職員と一致しました。およそ100人の「施設職員」はおそらくその施設で働く人たちだろう、と推測しました。

しかしここである疑問が湧きます。

福祉・介護分野の現場で働く人の人材確保の必要性が指摘される一方、他の産業に比べて

給与水準が低く、処遇改善は大きな政策的課題となっています。それなのに、毎月数千円、年額にして10万円近くになる献金を自分から進んで行うのでしょうか。

――もしかすると何か断れない事情があつてしかたなく寄付しているのかもしれない。疑問をもった私たちは詳しく調べてみることにしました。

毎月決まった日に

まず収支報告書を改めて詳しく調べると、およそ100人の「施設職員」が毎月同じ日に寄付をしていることがわかりました。さらに7月と12月には、2回寄付をしています。

7,000	28.12.22	
7,000	28.1.25	
7,000	28.2.25	〃
7,000	28.3.25	〃
7,000	28.4.25	〃
7,000	28.5.25	〃
7,000	28.6.24	〃
5,000	28.7.4	〃
7,000	28.7.25	〃
7,000	28.8.25	〃

毎月の給料日とボーナスの支給日に寄付を集めている可能性があると考えました。しかし、政治献金は本来個人の自由な意思に基づいて、自分が好きな時に、好きな額を寄付するものです。違和感は強まる一方です。

さらに県の公報で過去の寄付を確認すると、この団体が平成7年に設立され、これまでに2億円以上の個人献金を集めていたことがわかりました。

寄付をした職員に事情を聞いてみる必要がある。

私たちは取材を始めました。収支報告書に記載があった氏名や住所から電話帳などを使って電話番号を調べ、1人1人電話をかけました。

こちらの姿が見えない電話の取材では警戒されてしまい、思うように話を聞くことができませんでした。これではらちがあかないので、実際に寄付した人の家を訪ねることにしました。

意に反して

宮内議員の法人の施設がある佐世保市は、長崎市からは高速バスで1時間半ほどの距離にあります。施設の職員の自宅はさらに車やバスを乗り継いでいかななくてはなりません。日中は働いている人が多く、片道3時間かけて行っても誰にも話を聞けなかったという日もありました。



突然の衆議院の解散もあり、選挙の取材の合間を縫いながら関係者の聞き取りを行いました。実際に職員や元職員に会って取材の意図を伝えるうちに、寄付について詳しい証言をしてくれる人ができました。

「施設では幹部職員らが給料日に封筒を配って寄付を集めている」

「みんな払っているのでも断れる雰囲気

ではない」

「10年以上前から寄付を払わされている」

「事情もよく分からないまま寄付の申し込み書を書かされた」

「仕事を失いたくないので、しかたなく納めていた」

「寄付が遅れると幹部に催促された」

取材に応じてくれた職員や元職員は、時折施設の運営のあり方に強い憤りを見せながら、寄付集めの実態を証言してくれました。

政治資金規正法では、雇用関係などを利用して不当に意思を拘束して寄付をあっせんすることが禁止されています。

証言の通りなら法令に違反する可能性があると考え、さらに多くの関係者にあたりましたが、20人近い人が意に反して寄付をしていたと証言しました。

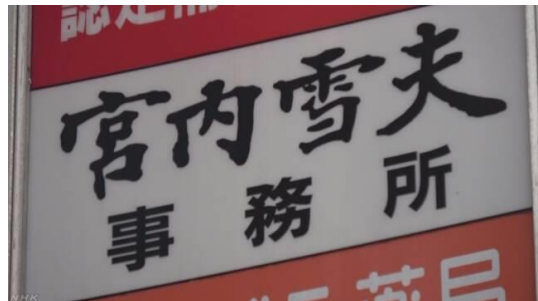
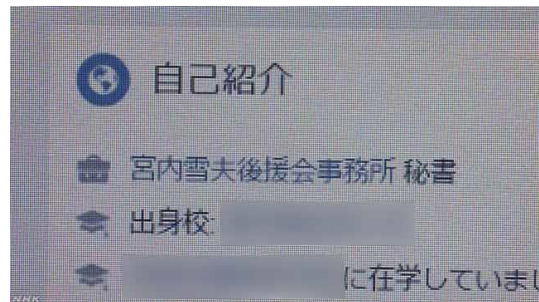
職員が議員秘書に

問題は寄付だけではありませんでした。

取材の中で、ある施設職員が実質的に議員秘書として活動しているという情報が複数の関係者から得られました。SNSでその職員のアカウントを発見しましたが、肩書が「宮内雪夫後援会秘書」となっていて、選挙活動の写真なども投稿されていました。

そこでこの職員の勤務実態を可能な限り目視

で確認すると、施設にいるはずの職員が朝7時すぎに後援会事務所に出勤してきて、そのまま夕方6時までずっと事務所にいるという状況が続いていることが確認できました。この職員の職場は、福祉施設ではなく、後援会なのではないかという疑問が強まりました。



社会福祉法人の運営費のほとんどは介護報酬で賄われています。そのほとんどは保険料や公費などが原資。使用する目的は限られています。しかし、職員が議員秘書として活動しているのならば、宮内議員の法人は、施設の人件費を議員の秘書給与に充て、法人の資金を流出させていたこととなります。

“私物化”の実態

さらに施設の職員は宮内議員の政治活動にも動員されていました。

私たちは、職員を議員の後援会活動に従事させるために地域ごとにグループ分けした体制表や、後援者を回る際の対応マニュアルなども独自に入手しました。

職員らは、休みの日に後援者の自宅を回って選挙

の投票の依頼をさせられたり、県議会議員選挙の選挙期間中に宮内議員の自宅に集められて支持を呼びかける電話かけをさせられたと証言しました。後援者のあいさつ回りのノルマをこなせず、施設で幹部から注意されたという人もいました。

特別養護老人ホームや障害者支援施設の本来の業務に従事する中、貴重な休みを選挙運動にとられ、肉体的にも精神的にもつらかったと打ち明ける人もいました。

法人が理事長であり県議である宮内氏に“私物化”され、「団体ぐるみ」で政治活動が行われている実態が浮かび上がってきたのです。

証言した職員らは「このままでは職場環境は悪化するばかりで、施設を利用する高齢者や障害者に影響が出かねない」と、なんとかして施設の運営のあり方を変えてほしいと訴えました。

法人側が寄付集めをやめる

ことし1月、佐世保市にある社会福祉法人の本部を訪ねました。

取材に応じたのは、理事長の宮内県議ではなく3人の施設の園長と法人の事務局長で、法人側は、職員からの寄付集めについて「強制ではない」と回答し、寄付集めをやめる気配は、感じられませんでした。

これでは取材に協力してくれた職員や元職員の思いに答えられません。私たちは、職員らの声を代弁する気持ちで、取材でつかんだ詳細な事実を示し、社会福祉法人として改善しないのか問いました。

施設長らは「今の話を聞くと、いちばんいいのは寄付集めをやめることだ。理事長にもそう伝える」と回答しました。

理事長の宮内議員は、直接取材に応じようとしませんでした。今年7月、県議会で記者が“直撃”すると「対応は弁護士に任せている」としつつも「寄付集めはもうやらない」と答えました。

また、法人側は、寄付のほかにも、施設の職員が勤務時間のほとんどを議員の秘書としての活動に充てていたことも認め、今後は法人として政治に関することには一切関わらないという考えを示しました。

「企業・団体ぐるみ選挙」見直しを

一連の問題について、法人側は一貫して「強制ではない」と主張しています。

しかし、NHKの取材では、職場での立場が悪くなるのをおそれて、寄付集めをはじめとする団体ぐるみの政治活動にしかたなく従っていた人が大勢いたことが分かっています。雇う者と雇われる者とは立場が違います。強い脅しのようなことがなくても、雇われる側は組織内での自分の立場を心配して、自由な意思決定ができなくなる実態が今回の取材で浮き彫りになったのです。



政治とカネの問題に詳しい神戸学院大学法学部の上脇博之教授は、「政治団体が社会福祉法人を悪用しているケースだ」としたうえで「職場の関係を悪用して強制的に寄付をさせているように思われる。政治資金規正法に触れるか、そこまでいなくても政治的道義的に問題があったと考えるべきだ」と指摘しています。

社会福祉法人や施設を指導監督する立場にある長崎県や佐世保市のチェック機能も厳しく問われています。

「企業・団体ぐるみ選挙」は、その問題が指摘されながら依然として続けられています。

政治献金や選挙運動は、個人の思想信条の自由に深く関わります。企業や団体は、意図にかかわらず、雇用関係が人の意思を拘束する可能性があることに配慮して、職場での政治活動については慎重であるべきではないでしょうか。



お金や生活の事前計画大切・障がいをもつ子と家族のためのセミナー

奈良新聞 2018年2月23日

マネープラン作成の必要性などを呼び掛ける山口さん=22日、奈良市三条本町のはぐくみセンター 「障がいをもつ子と家族のためのライフ&マネープランセミナー」(あかるいみらい準備室主催)が22日、奈良市三条本町のはぐくみセンターで開かれ、障害者や引きこもり当事者の親やきょうだいら約10人が参加した。

同準備室では、行政書士で代表を務める山口まゆみさんが、障害者の親の老い支度や死後の対策などに特化した相談窓口を開設し、対応している



洋画家の杵渕裕子さん 福祉施設で初の教室

大阪日日新聞 2018年2月23日

施設利用者に絵の具の塗り方を教える杵渕さん(左)=21日、大阪市都島区の愛の家グループホーム 大阪市北区の芝田町画廊で個展「My Treasures タ・カ・ラ・モ・ノ展」を開いている洋画家の杵渕裕子さん=東京都住=が21日、同市都島区の認知症介護施設「愛の家グループホーム」で、初めてのお絵描きワーク教室を開いた。参加者らは6色のアクリル絵の具でキャンバスに描かれたツバキに色を塗り、独創的な作品を仕上げた。



施設の利用者7人が参加。杵渕さんは絵を描く楽しさを知ってもらおうと、「花の輪郭は濃く塗ると立体的になります」と塗り方を優しく指導。参加者らは「作品と私どちらがきれい」と冗談を言いながら、和やかな雰囲気を楽しんだ。

吉竹トヨ子さん(78)は「花びらの線と芯の部分を控えめに描きすぎたかも」と名前を入れた後も筆を取り、作品に磨きをかけていた。8年前にプロデビューした杵渕さんは、東京や広島などで毎年展覧会を開催。福祉にも関心を寄せ、ボランティアで特別支援学級などでも絵を教えている。個展は27日まで。大阪初公開となる油彩作品など43点を展示。午前11時～午後7時(最終日は午後3時まで)。

「母のため」が追い詰めた 精神病の親をもつ子の会発足 塩入彩

朝日新聞 2018年2月23日



「精神疾患の親をもつ子どもの会」代表になった坂本拓さん

坂本拓さん（27）

母の心がもろくなっていくのを感じたのは中学の終わりの頃。再婚相手と口論し、泣いてばかり。リストカットもした。パニック障害とうつ病と診断された。

母と2人の生活が始まった。「支えられるのは自分だけだ」。専門学校を出て横浜のNPOに就職。精神保健福祉士になった。家事もこなし、母が泣きやまぬ日は朝まで話を聞く。だが次第に涙が甘えに見え、負担に思えてきた。

「仕事なら違う気持ちでできるのに」。就職して1年。母に別居を提案すると、「自由な人生を歩んで」と賛成された。母は病气への理解を深め、気持ちの波を調整。旅行など自分の時間を持つようになった息子の変化を喜んだ。

発達障害児育てた親が相談乗ります 三鷹市

朝日新聞 2018年2月23日

三鷹市は2018年度、発達障害児を育てた経験のある親が、ほかの発達障害児のいる保護者の相談に乗る「ペアレントメンター」事業を始める。自らの経験を踏まえ寄り添うことで、子どもの困難に気づき、悩む保護者らの安心感につなげ、療育や福祉サービスなどの情報も伝える。

市によると、発達障害児の親などでつくる市内の法人に事業を委託する。法人には研修で「聞き役・話し相手」としての技能を身につけたメンターがおり、まずは3人が保護者の相談に乗る。「個別」と「グループ」による相談日を毎月それぞれ1日ずつ設け、ともにメンター2人が個別は保護者1人、グループでは最大4人の相談に応じる。また、18年度中に新たに6人のメンター養成を目指す。市は18年度当初予算案に経費62万円を盛り込んだ。

文部科学省の12年の推計では、通常学級に通う公立小中学生の6・5%に発達障害の可能性がある。コミュニケーションが苦手だったり、臭いや音に過敏になり過ぎたり、抱える困難は多様で、外見からも分かりにくい。高い共感性で障害児の保護者に接するペアレントメンターは、厚生労働省も家族らの支援策に位置づけている。

市によると、子どもの困難に気づいても、すぐに専門機関を見つけ、相談することのハードルは高い。担当者は「メンターは当事者目線で相談に応じる。子どもが『診断』を受ける前でも構わず、悩んでいるすべての保護者を対象にした事業にしたい」と話した。

都によると、都内の区市町村では、新宿区と足立区が16年度から同様の事業を始めているという。両区とも「18年度も継続する予定」と説明している。（河井健）

「赤ちゃんに最も安全な国」は日本、新生児死亡率最低…ユニセフ発表

読売新聞 2018年2月23日

【ニューヨーク＝橋本潤也】国連児童基金（ユニセフ）が発表した世界各国の新生児の死亡率を比較した報告書によると、生後28日未満で死亡した乳児の割合は、日本が1000人あたり0・9人で最も低く、「赤ん坊にとって最も安全な国」とされた。

最も高いパキстанは日本の約50倍で、ユニセフは死亡率が高い国への支援を訴えている。報告書は20日発表された。1000人あたりの死亡率は高い順に、パキстанが45・6人、中央アフリカ42・3人、アフガニスタン40・0人、ソマリア38・8人と続いた。上位10か国中8か国が紛争や貧困に苦しむアフリカ諸国だった。報告書は、

新生児の死亡の原因の8割以上は早産や出産時の合併症、肺炎などの感染症で、適切な医療・保健サービスを受けられれば防げるとしている。死亡率が低いのは日本に続きアイスランド1・0人、シンガポール1・1人、フィンランド1・2人だった。

■視点 寝屋川監禁事件と「障害のある児童」(2018年「すべての人の社会」2月号より)

NPO 法人日本障害者協議会副代表 石渡 和実

また、痛ましい事件が起こってしまった。昨年末12月26日に、大阪府寝屋川市で柿元愛里さん(33歳)が衰弱死(18日死亡)していたことが報道された。小6の頃から自宅での監禁が始まり、その3年後には父親が改修したプレハブの部屋に閉じ込められていたという。2畳ほどの空間で、外から施錠され、室内に監視カメラ・簡易トイレが設置され、カメラのモニターとスピーカーを通して会話ができるようになっていた。部屋に冷房はあったが、厳しい今年の冬に、暖房はなかったという。

発見された時、愛里さんは身長145センチ、体重19キロ。体の脂肪が極度に少なく、体温を保つ機能が低下していたという。背中には床ずれがあり、自力では歩けなかったとみられる。当初は1日に2食だったが、昨年1月から1食に減らされ、急激に痩せていった。「暑い」と服を脱いでしまうので、数年前から季節に関係なく何も着ていなかった。監禁の理由は、精神疾患を発症し、暴れるからだだったという。16歳の頃、複数の病院で統合失調症と診断されたが、市に相談はなく、障害者手帳も持ってはいなかった。

1月11日の朝日新聞では、監禁が始まった、小6の頃の学校の対応が紹介されていた。同級生が「異変」に気づき担任教師に尋ねたが、「事情がある」と言うばかりで詳しくは教えてくれなかった。クラス全員が愛里さんに手紙を書いたが、返信はなかった。中2の時も同級生が愛里さんの家に行くことを提案したが、担任は「そっとしておいてあげて」と答えただけだったという。教師が家庭訪問などしていたが、監禁の実態などは想像もしていなかった、と述べている。

大阪で障害者や高齢者の権利擁護活動に取り組む池田直樹弁護士は、この記事でコメントしている。「今回の事件で、学校に在籍していても地域社会の『隙間』に埋もれる子がいることが改めて浮き彫りになった。…長期欠席の子を把握し、SOSを見逃さない努力が求められる。」

今年2018年は、「二重の不幸」という言葉で、わが国の精神科医療を改革した呉秀三教授が、「私宅監置」の調査報告書を出してから100年目にあたる。「100周年」の記録映画を製作している中橋真紀氏は、「撮影を進めているその時に、現代の『座敷牢』事件が報道され、大きな衝撃を受けました」と発信している(1月8日)。

筆者はこの事件から、障害者の権利条約第7条「障害のある児童」の条文を思い起こした。この条文は第6条「障害のある女子」とともに、「障害」に加えて「子ども」「女性」であるという「二重の差別」「複合的な差別」をなくすことも意図している。しかし、精神障害があり、小学生・中学生という年齢であったために、現代版「座敷牢」での暮らしを強いられていた女性(あるいは「三重の差別」か)が、今、この日本に居たのである。衝撃であり、無念でならない。

学校にも行けず、2畳の空間に20年も閉じ込められただけの生活…。この親でなければ、きちんとした治療、教育や福祉サービスも受けて、愛里さんならではの未来が開けたはずである。このような「不幸」をいかにして食い止めるか。改めて「複合的差別」という視点からも、この事件を考えなくてはならない。福祉と教育、医療、司法分野などとの連携の在り方が、問い直されている、とも言えよう。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

